

【 検 査 】

692 心電図のないミオグロビン定性・定量（心筋梗塞疑いの患者）の算定について

《令和7年10月31日》

《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

急性心筋梗塞疑いに対する心電図のないD007「35」ミオグロビン定性・定量の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

急性心筋梗塞の確定診断には心電図が必須である。ST上昇のない心筋梗塞もあるが、ST上昇した心電図の波形により梗塞部位の診断など、ほとんどの症例において心電図は有用であり、急性冠症候群の分類及び治療方針の決定は心電図の所見に基づき行われる。また、心電図の実施後にミオグロビンを実施するという手順を踏まなければ正確な診断に繋がらない可能性があり、心不全や胸痛を主訴に外来受診した際の第一選択として、非侵襲的で簡便かつ迅速に行うことのできる心電図を優先することが通常の流れと考える。＊

以上のことから、急性心筋梗塞疑いに対する心電図のないD007「35」ミオグロビン定性・定量の算定は、原則として認められないと判断した。

（※） 「急性冠症候群ガイドライン（2018年改訂版）」